

建築士懲戒処分公告

建築士法(昭和25年法律第202号)第10条第1項の規定による処分をしたので、同法第10条第5項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年2月12日
関東地方整備局長 岩崎 福久

処分をした年月日	処分を受けた建築士の氏名 その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別 及びその者の登録番号			処分の内容	処分の原因となった事実
令和7年2月5日	渡邊 文男	一級建築士	第76982号	戒告	建築士法第22条の2の規定により同条第1号に定める一級建築士定期講習(以下「定期講習」という。)を受けなければならないにもかかわらず、少なくとも、平成31年4月1日から令和5年10月31日までの間、定期講習を受けていないため、令和6年1月12日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、令和6年10月31日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、同条の規定に違反し、なお特段の理由もなく定期講習を受けていない。
令和7年2月5日	佐藤 美紀	一級建築士	第183678号	戒告	建築士法第22条の2の規定により同条第1号に定める一級建築士定期講習(以下「定期講習」という。)を受けなければならないにもかかわらず、少なくとも、平成31年4月1日から令和5年10月31日までの間、定期講習を受けていないため、令和6年1月12日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、令和6年10月31日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、同条の規定に違反し、なお特段の理由もなく定期講習を受けていない。
令和7年2月5日	古沢 俊美	一級建築士	第133558号	戒告	建築士法第22条の2の規定により同条第1号に定める一級建築士定期講習(以下「定期講習」という。)を受けなければならないにもかかわらず、少なくとも、平成31年4月1日から令和5年10月31日までの間、定期講習を受けていないため、令和6年1月12日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、令和6年10月31日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、同条の規定に違反し、なお特段の理由もなく定期講習を受けていない。
令和7年2月5日	高橋 全	一級建築士	第171811号	戒告	建築士法第22条の2の規定により同条第1号に定める一級建築士定期講習(以下「定期講習」という。)を受けなければならないにもかかわらず、少なくとも、平成31年4月1日から令和5年10月31日までの間、定期講習を受けていないため、令和6年1月12日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、令和6年10月31日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、同条の規定に違反し、なお特段の理由もなく定期講習を受けていない。
令和7年2月5日	江原 龍夫	一級建築士	第104400号	戒告	建築士法第22条の2の規定により同条第1号に定める一級建築士定期講習(以下「定期講習」という。)を受けなければならないにもかかわらず、少なくとも、平成31年4月1日から令和5年10月31日までの間、定期講習を受けていないため、令和6年1月12日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、令和6年10月31日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、同条の規定に違反し、なお特段の理由もなく定期講習を受けていない。
令和7年2月5日	福島 淳	一級建築士	第245702号	戒告	建築士法第22条の2の規定により同条第1号に定める一級建築士定期講習(以下「定期講習」という。)を受けなければならないにもかかわらず、少なくとも、平成31年4月1日から令和5年10月31日までの間、定期講習を受けていないため、令和6年1月12日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、令和6年10月31日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、同条の規定に違反し、なお特段の理由もなく定期講習を受けていない。

処分をした年月日	処分を受けた建築士の氏名 その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別 及びその者の登録番号	処分の内容	処分の原因となった事実
令和7年2月5日	高田 政司郎 一級建築士 第75141号	戒告	建築士法第22条の2の規定により同条第1号に定める一級建築士定期講習（以下「定期講習」という。）を受けなければならないにもかかわらず、少なくとも、平成31年4月1日から令和5年10月31日までの間、定期講習を受けていないため、令和6年1月12日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、令和6年10月31日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、同条の規定に違反し、なお特段の理由もなく定期講習を受けていない。
令和7年2月5日	平野 和好 一級建築士 第197551号	戒告	建築士法第22条の2の規定により同条第1号に定める一級建築士定期講習（以下「定期講習」という。）を受けなければならないにもかかわらず、少なくとも、平成31年4月1日から令和5年10月31日までの間、定期講習を受けていないため、令和6年1月12日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、令和6年10月31日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、同条の規定に違反し、なお特段の理由もなく定期講習を受けていない。
令和7年2月5日	菅谷 正幸 一級建築士 第280032号	戒告	建築士法第22条の2の規定により同条第1号に定める一級建築士定期講習（以下「定期講習」という。）を受けなければならないにもかかわらず、少なくとも、平成31年4月1日から令和5年10月31日までの間、定期講習を受けていないため、令和6年1月12日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、令和6年10月31日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、同条の規定に違反し、なお特段の理由もなく定期講習を受けていない。
令和7年2月5日	辻垣 淑子 一級建築士 第56154号	戒告	建築士法第22条の2の規定により同条第1号に定める一級建築士定期講習（以下「定期講習」という。）を受けなければならないにもかかわらず、少なくとも、平成31年4月1日から令和5年10月31日までの間、定期講習を受けていないため、令和6年1月12日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、令和6年10月31日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、同条の規定に違反し、なお特段の理由もなく定期講習を受けていない。
令和7年2月5日	寺嶋 保男 一級建築士 第97150号	戒告	建築士法第22条の2の規定により同条第1号に定める一級建築士定期講習（以下「定期講習」という。）を受けなければならないにもかかわらず、少なくとも、平成31年4月1日から令和5年10月31日までの間、定期講習を受けていないため、令和6年1月12日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、令和6年10月31日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、同条の規定に違反し、なお特段の理由もなく定期講習を受けていない。
令和7年2月5日	美野（小原） さゆ子 一級建築士 第192557号	戒告	建築士法第22条の2の規定により同条第1号に定める一級建築士定期講習（以下「定期講習」という。）を受けなければならないにもかかわらず、少なくとも、平成31年4月1日から令和5年10月31日までの間、定期講習を受けていないため、令和6年1月12日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、令和6年10月31日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、同条の規定に違反し、なお特段の理由もなく定期講習を受けていない。
令和7年2月5日	野中 稔明 一級建築士 第103945号	戒告	建築士法第22条の2の規定により同条第1号に定める一級建築士定期講習（以下「定期講習」という。）を受けなければならないにもかかわらず、少なくとも、平成31年4月1日から令和5年10月31日までの間、定期講習を受けていないため、令和6年1月12日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、令和6年10月31日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、同条の規定に違反し、なお特段の理由もなく定期講習を受けていない。

処分をした年月日	処分を受けた建築士の氏名 その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別 及びその者の登録番号			処分の内容	処分の原因となった事実
令和7年2月5日	佐藤 政昭	一級建築士	第156341号	戒告	建築士法第22条の2の規定により同条第1号に定める一級建築士定期講習（以下「定期講習」という。）を受けなければならないにもかかわらず、少なくとも、平成31年4月1日から令和5年10月31日までの間、定期講習を受けていないため、令和6年1月12日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、令和6年10月31日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、同条の規定に違反し、なお特段の理由もなく定期講習を受けていない。
令和7年2月5日	吉田 浩	一級建築士	第172024号	戒告	建築士法第22条の2の規定により同条第1号に定める一級建築士定期講習（以下「定期講習」という。）を受けなければならないにもかかわらず、少なくとも、平成31年4月1日から令和5年10月31日までの間、定期講習を受けていないため、令和6年1月12日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、令和6年10月31日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、同条の規定に違反し、なお特段の理由もなく定期講習を受けていない。
令和7年2月5日	井田 幸枝	一級建築士	第331493号	戒告	建築士法第22条の2の規定により同条第1号に定める一級建築士定期講習（以下「定期講習」という。）を受けなければならないにもかかわらず、少なくとも、平成31年4月1日から令和5年10月31日までの間、定期講習を受けていないため、令和6年1月12日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、令和6年10月31日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、同条の規定に違反し、なお特段の理由もなく定期講習を受けていない。
令和7年2月5日	小幡 照夫	一級建築士	第149174号	戒告	建築士法第22条の2の規定により同条第1号に定める一級建築士定期講習（以下「定期講習」という。）を受けなければならないにもかかわらず、少なくとも、平成31年4月1日から令和5年10月31日までの間、定期講習を受けていないため、令和6年1月12日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、令和6年10月31日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、同条の規定に違反し、なお特段の理由もなく定期講習を受けていない。
令和7年2月5日	塚本 和一	一級建築士	第131098号	戒告	建築士法第22条の2の規定により同条第1号に定める一級建築士定期講習（以下「定期講習」という。）を受けなければならないにもかかわらず、少なくとも、平成31年4月1日から令和5年10月31日までの間、定期講習を受けていないため、令和6年1月12日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、令和6年10月31日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、同条の規定に違反し、なお特段の理由もなく定期講習を受けていない。
令和7年2月5日	松本 光生	一級建築士	第85828号	戒告	建築士法第22条の2の規定により同条第1号に定める一級建築士定期講習（以下「定期講習」という。）を受けなければならないにもかかわらず、少なくとも、平成31年4月1日から令和5年10月31日までの間、定期講習を受けていないため、令和6年1月12日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、令和6年10月31日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、同条の規定に違反し、なお特段の理由もなく定期講習を受けていない。
令和7年2月5日	諏江 信	一級建築士	第199693号	戒告	建築士法第22条の2の規定により同条第1号に定める一級建築士定期講習（以下「定期講習」という。）を受けなければならないにもかかわらず、少なくとも、平成31年4月1日から令和5年10月31日までの間、定期講習を受けていないため、令和6年1月12日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、令和6年10月31日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、同条の規定に違反し、なお特段の理由もなく定期講習を受けていない。

処分をした年月日	処分を受けた建築士の氏名 その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別 及びその者の登録番号			処分の内容	処分の原因となった事実
令和7年2月5日	中塚 健仁	一級建築士	第312730号	戒告	建築士法第22条の2の規定により同条第1号に定める一級建築士定期講習（以下「定期講習」という。）を受けなければならないにもかかわらず、少なくとも、平成31年4月1日から令和5年10月31日までの間、定期講習を受けていないため、令和6年1月12日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、令和6年10月31日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、同条の規定に違反し、なお特段の理由もなく定期講習を受けていない。
令和7年2月5日	高野 直俊	一級建築士	第124404号	戒告	建築士法第22条の2の規定により同条第1号に定める一級建築士定期講習（以下「定期講習」という。）を受けなければならないにもかかわらず、少なくとも、平成31年4月1日から令和5年10月31日までの間、定期講習を受けていないため、令和6年1月12日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、令和6年10月31日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、同条の規定に違反し、なお特段の理由もなく定期講習を受けていない。
令和7年2月5日	小笠原 健二	一級建築士	第79360号	戒告	建築士法第22条の2の規定により同条第1号に定める一級建築士定期講習（以下「定期講習」という。）を受けなければならないにもかかわらず、少なくとも、平成31年4月1日から令和5年10月31日までの間、定期講習を受けていないため、令和6年1月12日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、令和6年10月31日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、同条の規定に違反し、なお特段の理由もなく定期講習を受けていない。
令和7年2月5日	釧持 照明	一級建築士	第69482号	戒告	建築士法第22条の2の規定により同条第1号に定める一級建築士定期講習（以下「定期講習」という。）を受けなければならないにもかかわらず、少なくとも、平成31年4月1日から令和5年10月31日までの間、定期講習を受けていないため、令和6年1月12日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、令和6年10月31日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、同条の規定に違反し、なお特段の理由もなく定期講習を受けていない。
令和7年2月5日	川上 周一	一級建築士	第288666号	戒告	建築士法第22条の2の規定により同条第1号に定める一級建築士定期講習（以下「定期講習」という。）を受けなければならないにもかかわらず、少なくとも、平成31年4月1日から令和5年10月31日までの間、定期講習を受けていないため、令和6年1月12日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、令和6年10月31日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、同条の規定に違反し、なお特段の理由もなく定期講習を受けていない。
令和7年2月5日	塩原 義文	一級建築士	第152359号	戒告	建築士法第22条の2の規定により同条第1号に定める一級建築士定期講習（以下「定期講習」という。）を受けなければならないにもかかわらず、少なくとも、平成31年4月1日から令和5年10月31日までの間、定期講習を受けていないため、令和6年1月12日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、令和6年10月31日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、同条の規定に違反し、なお特段の理由もなく定期講習を受けていない。
令和7年2月5日	深澤 豊水	一級建築士	第177987号	戒告	建築士法第22条の2の規定により同条第1号に定める一級建築士定期講習（以下「定期講習」という。）を受けなければならないにもかかわらず、少なくとも、平成31年4月1日から令和5年10月31日までの間、定期講習を受けていないため、令和6年1月12日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、令和6年10月31日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、同条の規定に違反し、なお特段の理由もなく定期講習を受けていない。

処分をした年月日	処分を受けた建築士の氏名 その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別 及びその者の登録番号	処分の内容	処分の原因となった事実
令和7年2月5日	檀 淵 一正 一級建築士 第212336号	戒告	建築士法第22条の2の規定により同条第4号に定める構造設計一級建築士定期講習（以下「定期講習」という。）を受けなければならないにもかかわらず、少なくとも、平成31年4月1日から令和5年10月31日までの間、定期講習を受けていないため、令和6年1月12日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、令和6年10月31日時点において、同条の規定に違反し、なお特段の理由もなく定期講習を受けていない。
令和7年2月5日	西 本 好男 一級建築士 第86413号	戒告	建築士法第22条の2の規定により同条第4号に定める構造設計一級建築士定期講習（以下「定期講習」という。）を受けなければならないにもかかわらず、少なくとも、平成31年4月1日から令和5年10月31日までの間、定期講習を受けていないため、令和6年1月12日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、令和6年10月31日時点において、同条の規定に違反し、なお特段の理由もなく定期講習を受けていない。